

令和3年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------|---------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|-------|---------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和3年9月24日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 平群町議会議場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開 会 （ 開 議 ） | 9月24日午後2時0分宣告（第4日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 席 議 員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table> | 1 番 岩 崎 真 滋 | 2 番 長 良 俊 一 | 3 番 山 本 隆 史 | 4 番 井 戸 太 郎 | 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 森 田 勝 | 9 番 山 田 仁 樹 | 1 0 番 窪 和 子 | 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 番 岩 崎 真 滋 | 2 番 長 良 俊 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 番 山 本 隆 史 | 4 番 井 戸 太 郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 森 田 勝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 番 山 田 仁 樹 | 1 0 番 窪 和 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 議 員 | な し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>事 業 部 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> </table> | 町 長 | 西 脇 洋 貴 | 副 町 長 | 植 田 充 彦 | 教 育 長 | 岡 弘 明 | 総 務 部 長 | 川 西 貴 通 | 住 民 福 祉 部 長 | 大 浦 孝 夫 | 事 業 部 長 | 島 野 千 洋 | 教 育 部 長 | 巳 波 規 秀 | 会 計 管 理 者 | 橋 本 雅 至 | 政 策 推 進 課 長 | 山 崎 孔 史 | 総 務 防 災 課 長 | 松 本 光 弘 | 税 務 課 長 | 末 永 潤 子 | 住 民 生 活 課 長 | 浅 井 利 育 | 健 康 保 険 課 長 | 乾 充 喜 | 福 祉 こ ど も 課 長 | 西 岡 勝 三 | 経 済 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | 上 下 水 道 課 長 | 大 辻 孝 司 |
| 町 長 | 西 脇 洋 貴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 | 植 田 充 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 岡 弘 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 長 | 川 西 貴 通 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 福 祉 部 長 | 大 浦 孝 夫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 業 部 長 | 島 野 千 洋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 部 長 | 巳 波 規 秀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 計 管 理 者 | 橋 本 雅 至 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政 策 推 進 課 長 | 山 崎 孔 史 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 防 災 課 長 | 松 本 光 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税 務 課 長 | 末 永 潤 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 生 活 課 長 | 浅 井 利 育 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健 康 保 険 課 長 | 乾 充 喜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福 祉 こ ど も 課 長 | 西 岡 勝 三 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 済 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上 下 水 道 課 長 | 大 辻 孝 司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table> | 議 会 事 務 局 長 | 西 谷 英 輝 | 主 幹 | 高 橋 恭 世 | 主 査 | 大 文 字 睦 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 西 谷 英 輝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 幹 | 高 橋 恭 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 査 | 大 文 字 睦 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 長 提 出 議 案 の 題 目 | 第 1 号 に 同 じ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 員 提 出 議 案 の 題 目 | 発 議 第 7 号 櫛 原 山 林 の メ ガ ソ ー ラ ー 開 発 許 可 の 取 り 消 し 等 、 再 審 査 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------|---|
| 議員提出議案 の 題 目 | 発議第 8号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を 基地建設の埋め立て等に使用しないよう求 める意見書(案) |
| 請 願 | 第1号に同じ |
| 議 事 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |

令和 3 年 第 6 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 3 年 9 月 2 4 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 2 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 0 | 認定第 1 0 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 1 | 認定第 1 1 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 1 2 | 請願第 1 号 | 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書 (総務建設委員長報告) |
| 日程第 1 3 | 発議第 7 号 | 櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書 (案) |
| 日程第 1 4 | 発議第 8 号 | 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の |

日程第 15

埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）
委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和2年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和2年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和2年度平群町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和2年度平群町下水道事業会計決算の認定について |

以上11件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案11件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長

の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

では、決算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月2日、令和3年平群町議会第6回定例会本会議において付託を受けた令和2年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、下水道事業会計決算の認定11件につきまして、本委員会での審査の内容と審査結果を報告します。

認定第1号 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引き2億4,804万6,777円の黒字、実質収支は2億665万577円の黒字、実質単年度収支は3,983万5,912円の黒字となっています。

決算認定の審査に当たっては、歳出は、適宜款ごと一括して審査し、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は以下のとおりです。

質疑。

歳出全般について。

産休・育休者のうち、保育教諭の人数をただされ、令和2年度全体で7人、そのうち保育教諭が6人、令和3年度9月現在、保育教諭は7人休暇の状態との答弁がありました。

不用額についての考えをただされ、令和元年度と比べ、令和2年度は多かった理由として、会計年度任用職員制度が始まり、それにより、人件費の不用額が多かったこと。また、新型コロナの影響で医療費や扶助費の不用額が例年より増加した。決算の見込みをしっかりと立てて予算を積算していきたいとの答弁がありました。

再生可能エネルギーで、道の駅のソーラー発電で故障が確認されているが、その修繕についてただされ、調査により、故障理由を把握しているので、令和4年度に見積りを取り、費用対効果を考え、予算化していきたいとの答弁がありました。

議会費・総務費。

自動車のリース契約の内容について、年間の走行距離制限や使用可能な課の制限があるのかただされ、走行距離制限はない、担当課で使用するようになっているとの答弁がありました。

多く走行する部署でリース自動車を使用し、町所有の自動車をなるべく傷まない、走行しない部署で使用すべきではとただされ、次年度以降、見直し、各課連携、協力して考えていきたいとの答弁がありました。

町ホームページのアクセス件数が大きく伸びた要因についてただされ、定額

給付金への関心、新型コロナウイルス情報取得と考えているとの答弁がありました。

定住促進奨励金で、効果額が5年間で830万円、年間約166万円で、あまり効果がなかったのではないかと。今後の定住促進策はどう考えているかをたゞされ、この事業には一定の効果があったと考えている。この制度は一旦終了するが、今後の人口動態、住民生活形態を調査分析し、ニーズや課題を整理して、個人給付にこだわらず、定住促進施策の検討をしていきたい。また、平群町の強みである都市部への交通の利便性、地価が比較的安価、自然環境や観光資源など、町の魅力を積極的にPRし、平群町の認知度を高め、関係人口、交流人口の増加を図り、定住促進につなげていきたいとの答弁がありました。

若い世代への家賃補助についてたゞされ、県内他市町村では、財政が問題で制度そのものが少なくなっているが、様々な視点から検証していきたいとの答弁がありました。

広報のカラー印刷の回数を減らした理由と、世帯数が増加しているのに印刷部数が減少している理由についてたゞされ、有料広告収入減少などの影響と、財政健全化のため、カラー印刷を減らした。紙面の構成の工夫で努力したい。広報の在庫が多くあり、各自治会長からの要望部数から判断し、印刷部数を減らしたとの答弁がありました。

コロナ対策自治会応援補助金の内容についてたゞされ、主な購入品目は、マスク、除菌液、ハンドソープ、サーキュレーター、空気清浄機などと答弁がありました。

御当地ナンバープレートの製作枚数と決算額についてたゞされ、作成枚数700枚、製作委託料74万8,000円、8月末現在で202枚利用されているとの答弁がありました。

コミュニティバス事業について、運賃収入額が幾らか、また乗車券の予算より決算が減少した理由についてたゞされ、運賃収入は約230万円であった。昨年8月から無料乗車にしており、有料の期間が少なかった。免許返納による乗車券は、回数券11件、ICカード40件で計51件、25万5,000円であるとの答弁がありました。

防災備蓄での感染症対策についての考えをたゞされ、避難所感染症対策として、段ボールベッドや間仕切り、マスク、フェイスシールドを購入したとの答弁がありました。

選挙費で、投票所が変わって初めての選挙であるが、どのように進められるのかたゞされ、投票所が削減された一部の地域で、町バスや公用車による午前1回、午後2回の送迎を考えているとの答弁がありました。

民生費。

プリズムへぐり管理費、雨漏り工事の実施、防水工事の進捗についてただされ、雨漏り工事は、令和3年度に1か所、4年度に平面の陸屋根部分の2階を予定しており、これで終了するとの答弁がありました。

プリズムへぐりの大規模改修についてただされ、現状、エアコンの改修は2年度に完了。法的に必要な場所、利用に影響のあるところを優先し、順番に改修していきたいとの答弁がありました。

シルバー人材センターの現状についてただされ、就業人数は延べ年間約7,200人、会員数は109人との答弁がありました。

障害児施設給付事業で、当初予算と比べ、決算が大きくなっていることについてただされ、令和2年度の実人数82人、延べ利用者数は805人となっている。令和元年度は、実人数65人、延べ利用者数は636人、対前年比で32.9%伸びており、全国的な傾向と同様、平群町も増加している状況であるとの答弁がありました。

平群北小学校の学童保育事業で3年連続定員オーバーしていることについて、現状と考えるについてただされ、保護者の就労支援の観点から、希望者全員を入所できるように措置している。保育室と指導員を増やし、対応している。メインの保育室2部屋のほか、ボランティアルームを活用、夏休みや密集する時間帯は学校に協力依頼し、普通教室も活用しているとの答弁がありました。

学童保育の利用者の増加状況の中で、臨時職員とパートで運営するのは厳しいので、正規職員を配置すべきとただされ、勤務時間数、不規則な労働時間から、正規職員の雇用が適しているかを考え、一つの人事の問題として受け止めたいとの答弁がありました。

こども園の直近の待機児童が11人となっており、ゆめさとこども園ではゼロ歳児が開所できない事態になっているが、どのように考えているかただされ、保育教諭の確保が非常に難しい中での職員の配置の結果である。年度途中も保育教諭を募集しており、有料広告も出し、保育教諭確保について最大限努力している。大変厳しい状況と認識しているとの答弁がありました。

衛生費・労働費。

斎場運営費の火葬棟の修繕内容についてただされ、令和2年度は、炉内の壁面の補修、一部炉の改修、フロアの燃料ポンプの改修を実施した。新たな雨漏りがひどくなっているので、今後修繕が必要との答弁がありました。

有価物の集団回収が年々減少している原因についてただされ、古紙が大きく減少しており、その原因は、スマホやタブレット等の普及で、紙の雑誌や新聞が減少していると考える。また、役場において29年度から集積場所として回

収しているもので、こちらの利用も考えられる。また、可燃ごみとして出されている部分もあるとの答弁がありました。

可燃ごみの有料ごみ袋の在庫数についてただされ、令和2年度8月現在で45リットルが約18万枚、30リットルが約16万枚、20リットルが約20万枚、10リットルが約18万枚、合計約72万枚の在庫があるとの答弁がありました。

浄化槽設置整備事業補助金で、予算額に対し執行額が非常に少ないが、予定が何基で実績は何基かただされ、16基を想定し、15基の補助をしたとの答弁がありました。

公共下水の緑ヶ丘の進捗状況についてただされ、緑ヶ丘は5地区あり、2地区は接続済み、1地区は管の更生工事を行っているところ。更生工事後、流量調査し、県と協議、接続するという予定である。残りの2地区は、令和4年度、5年度に1地区ずつ接続していくとの答弁がありました。

農林水産業費・商工費・土木費。

公園管理費の修繕料について、不用額が出ているが、修繕が完了しているのであれば、遊具等の点検の費用に充てるべきではとただされ、この修繕料は、若葉台2号公園のフェンスの修繕で、総延長300メートル、5年間の事業で、このうち令和2年度は85メートルの修繕。その他、防犯灯の球の交換、遊具は簡易的な修繕はしているが、大規模な修繕はしていないとの答弁がありました。

平群産の農産物を使ったお菓子等の加工食品の開発について、取組と成果、今後の見通しについてただされ、取組として、サツマイモのバウムクーヘン、かんきつ系ユズを使ったジャム、そのペースト状にして混ぜたソフトクリーム、梅酒、近大ミカンによる無添加ミカン酒を生産販売している。今後は、近畿大学と特産品の開発、日本酒の松永弾正ラベルでPR、鳴川で栽培されたキノコ、無添加ミカン酒の本格生産をしたい。特産品開発に関して、生産した分は全て売れている状況なので、その限界がどこにあるのかを踏まえ、事業の実績と効果を検証していきたいとの答弁がありました。

櫛原の梅林の返還についての経緯についてただされ、植林された梅の木が実をつける樹齢を超しており、地主が当該土地を他事業に使用する意向のためとの答弁がありました。

道路新設改良費の鳴川路線の今後の計画についてただされ、令和2年度に用地確保できた箇所については仮設で拡幅工事を実施し、通行車両の安全確保に努めたい。舗装の劣化については、令和4年度国庫補助事業に採択するよう補助要請をしていきたい。残りの用地確保については、1業者と6名の方の所有

で、これからも交渉に努めていきたいとの答弁がありました。

消防費・教育費。

保健体育総務費、地域スポーツ活動推進事業補助金の予算210万円の執行額がゼロ円となった要因についてただされ、みんなアスリート平群スポーツデーの開催の予算であったが、新型コロナ感染拡大防止の観点から中止としたとの答弁がありました。

小中学校のトイレの洋式化と自動水栓設置の現状についてただされ、北小学校は、東館の2階、3階は9月初めから仮供用しており、西館1階は9月末頃に仮供用開始予定である。中学校の多目的トイレは、資材調達の関係で10月に工事完了予定である。自動水栓については、小中学校全てに夏期休業期間に設置済みであるとの答弁がありました。

文化財保護費で、白石畑の旧家で発見された古文書についての成果をただされ、文化センターで開催した生涯学習講座で紹介した。なお、今後、史蹟を守る会によるパネル展示や講演会も予定されているとの答弁がありました。

総合文化センター運営経費について、当初予算額約9,200万円に対し、執行額約7,200万円についての今後の見通しについてただされ、不用額が出た理由は、コロナ禍で4月から5月末まで休館したこと、また、その後もホール等の使用のキャンセルが相次いだことで、光熱水費、主に電気代が安くなったことが理由だと考えられる。コロナ禍が収束すれば、そこが増えていく可能性があるとの答弁がありました。

こども園や小中学校の抗原検査キット配布の状況についてただされ、平群町の小中学校に対し、国からの割当ては70個で、速やかに申請した。こども園も同様の申請を行う。事案が発生したときの機動性を重視して、一旦教育委員会で保管し、事案発生時にその校園に配布するように考えているとの答弁がありました。

保健体育総務費で、ウォーターパークの存続について、現在どのように検討しているかただされ、令和3年2月の全員協議会で考えを説明した。スポーツ協会や教育委員会、社会教育委員の意見を聞いている。また、町の広報紙、ホームページで町民からの意見を募集した。町としては、老朽化と財政面の両方の観点から、ウォーターパークの廃止、利活用の方向で検討しているが、より慎重に検討する必要があるとの答弁がありました。

災害復旧費・公債費・予備費。

公債費11億円のうち、駅周辺整備事業や総合文化センターの建設についての債務返済額についてただされ、令和2年度は元金償還で駅周辺整備事業で約1億4,000万円、総合文化センターで約1,400万円との答弁がありま

した。

歳入全般。

自主財源比率が26.6%は依然として低い。自主財源の確保は最優先課題と思うが、どのように考えているのかただされ、自主財源比率は極めて低い。今ある資産などを有効活用し、少しでも自主財源の割合を増やしていけるよう、いろいろな取組をしていきたいとの答弁がありました。

固定資産税の償却資産が予算より600万円上回った理由についてただされ、申告件数が18件増加したこと、そのうち1件が大きな工場で、償却資産が高額であったのが要因と考えるとの答弁がありました。

討論です。

地方交付税や地方消費税交付金などの増額で収支は黒字になったものの、固定資産税の超過税率を続けている。待機児童の発生が常態化している。ごみの減量については有効な対策を打てておらず、逆に増量になっている。住民の暮らしに寄り添ったとは言い難い予算執行であることから反対する。

コロナ禍で、感染予防を行いながら、住民の暮らしを守るため、誠実に取り組まれた。財政面で、当初予算2億1,337万円の未確定財源がありながら、実質収支は約2億665万円の黒字、実質単年度収支も約3,983万円の黒字となった。引き続き、新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減を図ることをお願いして賛成する。

採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引き826万7,391円の黒字決算となっています。質疑。

令和2年度末までの起債残高と滞納状況についてただされ、起債残高は約301万円、滞納件数は30件、滞納人数は15人、滞納額は8,002万円との答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引き1億2,982万3,196円の黒字となり、実質単年度収支は2,941万2,999円の黒字決算となっています。

質疑では、県単一化に向けての中間答申の内容をただされ、昨年度と同じく、今年度も開催されていないとの答弁がありました。

令和3年度の調定額が4億8,900万円ということで、当初の予算との差

額と予備費を合わせると、約5,000万円の黒字予測なのかただされ、令和3年度は約5,100万円との答弁がありました。

保健事業の利用者が減少している要因をただされ、新型コロナの影響で人間ドックの受診者率が減少したのが大きな要因と思われる。医療機関が受入れを抑制していることに加えて、申込み後にキャンセルした方もいたとの答弁がありました。

人間ドック以外での保健事業を考えるべきではとただされ、食事指導、運動指導、リハビリ教室、膝の教室、介護予防教室などを行い、延べ1,482人の方に対応しているとの答弁がありました。

採決の結果、認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

質疑では、制度当初の対象戸数は90件であるが、現在の対象件数、接続件数をただされ、現在90件、ただし空き家が6件含まれている。接続件数は、令和2年度末で58件、現時点で59件との答弁がありました。

接続の今後の見通しについてただされ、接続するには100万円以上の費用がかかり、今の浄化槽が十分活用できている状況なので、なかなか接続していただけないとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 令和2年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引き122万571円の黒字決算となっています。

質疑。

令和元年度が106万円の赤字に対し、令和2年度は差引き122万円の残になった。特に注意した点をただされ、令和2年度は、国の補助金もあったが、食材入札の徹底や献立、調理での工夫を行ったとの答弁がありました。

地元野菜使用の減少の要因についてただされ、使用頻度の高い4月、5月に新型コロナの影響で学校が休業となり、使用できなかったこと。また、6月発注分は給食再開時期の見通しが立たなかったことから、事前に発注できなかったことも要因であり、7品目ほど少なくなったとの答弁がありました。

地元野菜の契約農家に関してただされ、令和2年度は5農家と契約、令和3年度は8農家と契約している。全て現役世代であるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

て

決算額は、歳入歳出差引き1,204万9,834円の黒字決算となっています。

質疑。

第7期の3年間で、計画値に対して実績が84%の給付、9億5,000万円下回ったことについての総括をただされ、給付費の乖離の要因は、第1に、施設サービスで対象となる介護度3以上の方が、計画では約21%の増加と見込んでいたが、実績では約14%の増加となった。第2に、居宅サービスで介護認定者数が、計画では約13%の増加を見込んでいたが、実績では約4%の増加になった。コロナ禍によるサービスの利用控えによる影響が大きいと考えている。また、地域密着型サービスも、コロナ禍の影響が要因であると考えたとの答弁がありました。

介護保険料の所得段階の多段階化を検討すべきではとただされ、国の考えでは、特別な事情がある場合、市町村の判断で所得段階の細分化を適用できるとされている。現在11段階で、第9期に一定の検討をしていきたいとの答弁がありました。

討論では、以前、7期2年間の実績から、7期の総給付費は、実績が計画を大きく下回ることが明確だった。7期の乖離は15.7%、約9億5,000万円であまりにも大きい。7期の3年間で約2億7,500万円が積み上がり、7期末の剰余金は約4億6,500万円に上る。保険料を取り過ぎであることから反対する。

居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスなど、要介護状態でも安心して生活できるように予算が組まれている。本事業を引き続き推進することに期待して賛成する。

準備基金を約4,000万円積み立てた結果、令和2年度末残高は約4億3,800万円。今後、少子・高齢化が進み、保険料収入が減少し、支出の給付費が上昇するのは明白。基金残高により、引き続き安心してサービスを利用することから賛成する。

採決の結果、認定第6号は賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引き20万6,100円の黒字決算となっています。
審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。
認定第9号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入歳出差引きゼロ円となっています。
審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。
認定第10号 令和2年度平群町水道事業会計決算の認定について
決算状況は、前年度同様税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、収支差引き373万7,209円の純損失となり、4,098万5,489円の当年度未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。資本的収支については、収支差引き3,772万9,506円の支出超過となっていますが、これは損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑です。

人口が減り、水道収益が厳しいと思うが、その中で健全経営をどう進めていくかただされ、給水人口、水道使用料が減少する中で、施設や配管が老朽化し、更新費用が増加している。市町村単独での経営では水道料金の値上げが避けられない状況。そのため、奈良県全体で統合し、施設の統廃合を行って更新費用を抑えていく必要があるとの答弁がありました。

特別損失の内容についてただされ、藤城池のオーバーフローの管の補修工事費、周辺借地の原状復旧の補償費であるとの答弁がありました。

令和7年に奈良県の企業団ができた場合、平群町行政との関わりについてただされ、基本的に企業団が独立した組織として運営していくが、現在の一般会計からの繰入金は引き続き繰り入れるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第11号 令和2年度平群町下水道事業会計決算の認定について

決算の状況としては、まず、収益的収支について、収支差引き6,255万1,205円の純利益となり、5,275万8,970円の当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すことになっています。資本的収支については、収支差引き1億1,568万2,042円の支出超過となっていますが、これは消費税及び地方消費税資本的収支調整額から103万7,126円、過年度損益勘定留保資金386万3,113円、当年度損益勘定留保資金1億1,078万1,803円で補填されています。

審査の結果、認定第11号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

た。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

令和3年9月24日

決算審査特別委員会

委員長 井戸太郎

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

委員長報告の3ページの衛生費・労働費の8行目、可燃ごみの有料ごみ袋の在庫数なんですけども、この委員長報告では、「2年度8月現在」と書かれてるんですけども、決算審査特別委員会の提出資料ですね、これは年度末になると思うんですけども、たまたま数字が一緒なのかですね、8月と年度末と一緒なのか、それはどのようにしておるのでしょうか。

○議長

決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

委員会におきましては、8月現在ということは何度も、2回ほど答弁されていますので、8月現在ということになってると。ただ、もう少し委員会では細かく書いてますので、約をつけておりますので、一応私のほうで数十万の下位は、数千枚単位は四捨五入してございます。このとおりでありました。

以上です。

○議長

町長。

○町長

暫時休憩で。

○議長

暫時休憩いたします。

(ブー)

休憩 (午後 2時36分)

再開 (午後 2時43分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

貴重なお時間を頂戴して大変申し訳ございません。

先ほど森田議員のほうより委員長報告に対しての質疑がございました。

理事者側より答弁の誤りがございましたので、まずもって、その点について、訂正並びに御説明を申し上げたいと存じます。

委員長報告の中で、可燃ごみ、有料ごみの在庫数についてただされ、令和2年度、8月現在でという御報告でございましたが、当然そういう答弁をさせていただいたわけでございますが、答弁の誤りということで、令和2年度末現在で、45リットルが約18万枚、30リットルが約16万枚という答弁が正確なものでございます。

要約して申し上げますら、令和2年8月現在ではなく、令和2年度末の数字を申し上げたというところでの訂正でございます。

大変申し訳ございません。

○議 長

決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（井戸太郎）

では、今の訂正どおりの訂正をよろしく願いいたします。

○議 長

それでは、ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田議員。

○6 番

それでは、2020年度、令和2年度の一般会計の決算の認定については反対をいたします。

昨年度一般会計当初予算について、日本共産党議員団は、臨時財政対策債を

除いた地方債は1億3,980万円と極端に少なく、予算総額も66億9,000万円の緊縮予算でした。これについては、財政調整基金がほぼなく、公債費が今後10年以上にわたって11億円を超える高止まりの状況の下では努力をされた予算と、一定評価をいたしました。しかし、今、本町の予算編成では、現状をどう打開するか、住民の暮らしを応援しながら、町財政をどう立て直すのかが一番重要だと考えます。その姿勢が見られない予算編成だということで、予算のときも反対をいたしました。

本決算については、基本的に、今指摘した予算に基づくものです。地方交付税や地方消費税交付金などの増額で実質単年度収支は黒字になったものの、町長は固定資産税の超過税率を今後も続けると明言されています。また、保育教諭が確保できず、待機児の問題が常態化していることや、ごみの有料化以後、減量に対する新たな取組をほとんどしていない中、現在では、ごみがここ数年増えているという状況にも至っています。そういう意味では、住民の暮らしに寄り添ったとは言い難い予算の執行である本決算の認定については反対をいたします。

以上です。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

認定第1号 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額93億428万4,201円、歳出総額90億5,623万7,424円で、歳入歳出差引額2億4,804万6,777円。翌年度へ繰り越すべき額4,139万6,200円を差し引いた実質収支は2億665万557円の黒字、実質単年度収支についても3,983万5,912円の黒字となりました。しかし、依然厳しい財政状況です。平群駅周辺整備事業、総合文化センター事業に続き、都市基盤整備事業や公共施設の老朽化対策など、取り組まなければならないことが山積しております。町行政には、より一層平群町の発展のために、御努力、御尽力賜りますようお願いしまして、私の賛成討論を終わります。

以上です。

○議 長

ほか、討論ございませんか。下中議員。

○11 番

賛成の立場で討論いたします。

令和2年度は、当初よりコロナの影響を受けて、各種事業、行事等が次々と中止、延期となりました。その分、補助金、負担金等の支出が抑えられたものの、町全体に活気がなくなり、何か物寂しい感じになり、かなり低調ぎみでありました。

そのような中でも、一つ一つを例示すると限りはありませんが、住民生活に直結した施策は確実に実行され、費用対効果も十分に考えられたものであります。中でも、実質単年度収支、3,938万円と黒字となりました。これは、地方交付税、町税及び地方消費税交付金が増加し、年度当初の未確定財源が帳消しとなりました。しかしながら、まだまだ厳しい財政状況が続く中、義務的経費も含め、歳出全般の抑制に努められることをお願いし、令和2年度平群町一般会計決算の認定については賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。山本議員。

○3番

認定第1号 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度は、町制施行50年を迎えた節目となる年であり、66億9,000万円の緊縮型予算編成でスタートしました。新年度スタート直後の4月7日より、大阪府や兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令されたことにより、企画していた町行事の大半が延期もしくは中止になるという前例のない実績となりましたが、コロナ禍で感染予防を行いながら、住民の暮らしを守るための新たな事業や継続する事業に対して誠実に取り組まれた実績であります。

財政面では、当初予算で2億1,337万円の未確定財源がありながら、実質収支2億665万1,000円の黒字、実質単年度収支も3,983万6,000円の黒字となりました。この要因は、主に地方交付税や地方消費税交付金の増加であり、自主財源が減少し、依存財源が増加していることについては最重要課題として取り組まなければなりません。また、健全化判断比率である将来負担比率は222.8%に少し減少されたものの、実質公債費比率は16.7%に悪化しました。明るい未来のための先行投資も必要ではありますが、身の丈に合った政策になっているのかを県との勉強会の中で再調査、再研究されるとともに、引き続き、新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減を図ることをお願いしまして、令和2年度一般会計決算の認定については賛成といたします。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第1号 令和2年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第2号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第3号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口議員。

○7 番

昨年度の国民健康保険会計決算の認定については、不十分とはいえ、国保税の引下げを反映した決算ということで賛成をしますが、今後の在り方も含めて、一言意見を述べます。

まず、昨年度決算で、国保会計の剰余金は1億5,882万3,000円になりました。県単位化による国保税の県内統一料率まで、今年度も含めて3年です。2017年度の1.6倍増税のとき、当時の岩崎町長は、住民説明会や議会答弁で、平成36年度、現在の令和6年度ですけれども、に、県内統一まで、収支をとんとんにするため、このように何度も強調されました。そして、住民の皆さんに理解を求めたわけです。この前町長の主張に当時の議会は賛成多数で1.6倍の増税が成立しました。実際には全く前町長の主張どおりにはならなかったのですが、町当局の姿勢は、料率統一時に収支とんとん、このことについては、その後も修正は本来されてません。そういう町の主張からすればですね、今ある剰余金については、今年からの3年間、国保税の引下げや保健事業の充実などでほとんど使い切るとというのが本来の立場であるはずですが。ところが、この剰余金の扱いをめぐる議論では、料率統一後の特定健診や人間ドックなどの保健事業に財源を残すなどといった意見が当局や議会の一部からも出されています。これは明らかに1.6倍増税の理由と矛盾した主張です。また、保健事業については、いつまでも国保税の残った金を使うということにはなりませんから、これについてもおかしい話だと考えています。

しかし、矛盾した主張であるものですね、統一後の保健事業をどうするかは非常に大事な視点ですけれども、これについては、県が統一料率になった場合の市町村国保の会計も含めた在り方を明確に示す必要があります。それな

しに議論しても意味をなさないと考えます。

今、本町で議論すべきは、統一までの国保税の料率です。県内で最も高く、県が示す料率よりも高い状態を改善することです。町長は、今年度の状況を見て、来年度の料率を慎重に検討すると明言していますが、現在の県単位化制度では、7月の納付書発送時点で当初の課税調定額はほぼ確定し、その年度の大まかな収支が出ます。12月の議会にでも料金改定を提案すべきだと考えます。

以上、今後の在り方も含めて指摘してですね、本決算の認定には賛成いたします。

以上です。

○議長

ほかに討論ございませんか。下中議員。

○11番

平群町国民健康保険特別会計決算の認定については、賛成の立場で討論いたします。

県単位化を目指し、令和2年度は奈良県国保運営方針の中間見直しとされておりましたが、コロナ禍の影響もあり、中止となりました。令和3年度で開催予定と聞いておりますが、いまだ開催時期は未定であります。そのような不安定・不確実な状況の中、また令和2年度より若干引き下げられた国保税率での予算執行であったが、執行に当たっては厳正かつ適切に執行され、最終的には実質単年度収支2,941万円の黒字となり、健全な運営をされており、令和2年度国保特別会計決算の認定については賛成をいたします。

以上です。

○議長

討論、ほかございませんか。山本議員。

○3番

認定第3号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

実質収支1億2,982万円の黒字決算で、実質単年度収支も2,941万円の黒字となり、年度末剰余金計は1億5,882万円に増額となる健全な財政運営でありました。

令和6年度の県単位化に向けた今後の国保税算定につきましては、剰余金を見ながら柔軟な財政運営をお願いいたしまして、決算の認定には賛成いたします。

○議長

討論ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する

ことに決定しました。

続きまして、認定第5号 令和2年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第5号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。山口議員。

○7 番

2020年度介護保険特別会計決算の認定には反対いたします。

第7期計画最終年の昨年度の本特別会計については、昨年3月の予算審査でも指摘しましたように、それ以前の7期2年間の実績から、7期の総給付費は

実績が計画を大きく下回ることが明確でした。介護保険事業は、総給付費を基に、国や県、市町村、1号被保険者などの負担が決まります。1号被保険者の保険料以外の国や自治体などの負担は、総給付費が変動すれば、それに応じて翌年度の早い時期に精算されますが、1号被保険者の保険料は精算されません。計画と実績の乖離が小さければ3年ごとの見直しで保険料を見直すのも理解できますが、7期の乖離は15.7%、9億5,000万円で、あまりにも大き過ぎます。9億5,000万円の乖離による1号被保険者の保険料の負担増、要するに保険料の取り過ぎは、単純計算で、乖離額に1号被保険者の負担割合23%を掛けた2億1,850万円ということになります。

一方、実際の7期3年間の会計を見ると、計画では、6期までの剰余金のうち、1億5,000万円を取り崩して保険料軽減に充てる計画でしたので、7期終了時点での剰余金は1億9,000万円の予定でした。ところが、実際の決算での剰余金は、計画より2億7,500万円も多い4億6,500万円に上りました。

このように、7期計画は結果としてずさんな計画だったということになります。このことは、最初に指摘したように、本決算の基である昨年度の予算編成から明白でした。だからこそ、私ども日本共産党議員団は、期の途中であっても1号被保険者の保険料の引下げを強く求めました。この主張が正しかったことは7期3年間の決算結果で明白です。しかし、町長は、この私どもの主張を一顧だにしないばかりか、自らの計画の間違いを認めず、引下げをかたくなに拒否し、昨年度予算にも取り過ぎたままの保険料を計上しました。

いずれにしても、7期3年間で積み増した剰余金2億7,500万円は保険料の取り過ぎによるものであることから、2020年度の介護保険特別会計決算の認定には反対いたします。

○議長

討論、ほかございませんか。岩崎議員。

○1番

認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

歳入総額19億5,577万円3,165円、歳出総額19億4,372万3,331円、実質収支差引額1,204万9,834円。準備基金は、決算年度中、取崩しはゼロとなりました。

保険給付費の居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費など、要介護状態になっても住民の皆様が安心して生活ができるように、介護保険事業を引き続き推進できる予算でした。よって、賛成いたします。

以上です。

○議 長

討論、ほかございませんか。山本議員。

○3 番

認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度決算は、第7期の3年目の決算となります。保健福祉事業費では、健康づくりプロジェクトとして182万1,000円を予算計上し、執行していただきました。また、生活支援体制整備として、721万円の予算で安心見守り事業を委託され、住民の皆様へ貢献していただきました。介護保険給付費準備基金約4,079万円を積み立てた結果、2年度末残高は約4億3,800万円となりました。

今後の動向としましては、少子・高齢化が進み、保険料の歳入より支出が大きくなることや、給付費上昇の可能性が高いことは明白でございます。それを踏まえても、2年度決算の基金残高により、介護を必要とされている方々へ、引き続き安心してサービスを御利用いただける状態であります。

よって、令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成といたします。

傍聴席からの声あり

○議 長

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議場内で拍手や騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いをいたします。

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第6号 令和2年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第7号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第7号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり認定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、
異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する
ことに決定しました。

続きまして、認定第9号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入
歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、
異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第10号 令和2年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第11号 令和2年度平群町下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定をいたしました。

午後3時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時11分)

再 開 (午後 3時25分)

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第12 請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書

を議題といたします。

本議案については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（馬本隆夫）

総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月2日に開催されました令和3年平群町議会第6回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書について、9月3日、当委員会を開催して審査しました。そ

の内容と結果を御報告をさせていただきます。

なお、付託審議に先立ち、9月2日に当委員会を開催し、請願代表者2名の方より議会に出席したい旨、議長に申出があったことについて協議をし、参考人として招致することが決定されましたので、請願代表者2名と紹介議員に出席をしていただきました。

請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書

この請願の趣旨は、申請者の偽装や工事着工後の災害防止の不備など、当該事業者はこの開発行為を行う事業者としての適格性に疑義があることから、開発許可の取消しを含めた審査を奈良県森林審議会に諮ることを求めるものであります。

主な質疑では、町当局に数字を偽装した申請書を県に提出して、だましたこのような業者をどのように思っているのかと質問され、業者に対する信用というものは、実績があって発生するものであることから、客観的にはまだ信用するというような段階には至っていないとの答弁がありました。

請願代表者に、住民が安心して暮らせる審議会を再度していただくことは非常に大事であるかと質問され、従来の流れ方と変わらないようにするための仮設の調整池が必要になるが、それが無い状態で開発されている。申請書の勾配が危険であるため、安全上問題がないかをぜひ審議していただきたいとの答弁がありました。

町当局に、町道占用について、埋設送電管を埋めることについて、自治会の同意は要するのかと質問され、法的には許可条件として絶対ということではない。片側通行の場合は、従来から自治会の同意までは指示していない。車両通行止めの場合は同意書の添付を指示しているとの答弁がありました。

請願代表者に、6月22日以降、工事はストップしているが、台風などが到来すれば非常に危険であり、安心・安全を確保するため、今日、明日にでも進めなければならないことがあるのではないかと思う。どのように考えているのかと質問され、台風等が来ても大丈夫なように、50年確率で耐えられるような防災調整池設置を業者に指導するように申入れしている。また、下流住民に対しても説明するという確約ができた上で緊急防災工事を進めてくださいとお願いしたとの答弁がありました。

町当局に、下流住民に対しての説明会について、業者への指導はどのようになっているのかと質問され、事業者には、下流流域の住民や送電線を埋設する予定の自治会に、これまでの経過も含め説明するように、今後とも指示していきたいとの答弁がありました。

請願代表者に、今、工事がストップして開発許可が取り消された場合、防災工事は誰が行うのか。また、このままの状態で放置されることが一番心配であるが、どのように考えているのかと質問され、現状が非常に心配ということ以上に、今後どうなるかということ、また事業は継続するのか、途中で撤退されるのかということは当然考えていかなければならない。そのためにも、緊急防災工事を申入れしているとの答弁がありました。

討論では、林地開発の許可権者は奈良県にあり、我々平群町議会が異論を唱えるのは越権行為ではないかと考える。現在係争中の案件であり、議会議員として中立・公平な立場として是非を明らかにすべきではない。また、町内約6,000筆……。

傍聴席からの声あり

○議 長

お静かに願います。

○総務建設委員長（馬本隆夫）

6,000筆もの署名の重さは十分受け止めなければならないが、許可権者の県が今後再審査することについて検討していただき、平群町の山林山野がどのように進んでいくかということを考えていただけるものと思うことから、本請願については反対する旨の討論がありました。

一方、48ヘクタールもの広い山地をずたずたにして、谷を埋め、パネルを6万枚も張り巡らすというこの事業に対して、山を壊すことの恐ろしさを感じている。幾ら再生エネルギーの構築だといっても、やってはいけない開発だと表明してきた。7月2日に起こった熱海の土石流は非常にショックを受け、絶対に繰り返してはいけない。住民の命と財産を守っていくのは我々町議会の最も大事な役割ではないか。林地開発の審議会のやり直しをしていただき、許可の取消しをしてもらうよう、意見書を出すということは当然のことと考え、本請願については賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、請願第1号は挙手少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました請願の審査内容と結果であります。よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

令和3年9月24日

総務建設委員会

委員長 馬 本 隆 夫

以上であります。

○議 長

ありがとうございました。

それでは、これより請願第1号 「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。長良議員。

○2 番

私、反対の立場から討論させていただきます。

今回の請願の要旨については、櫛原地区のメガソーラー建設事業における林地開発の取消しや再審査を求める内容であります。そもそも林地開発の許可権者は奈良県にあり、現在、認可を行った内容について精査されていることから、審査中である県の権限事項に対して町議会が異論を唱えることは越権行為ではないかと考えます。

また、請願者は、現在、奈良地裁にメガソーラー建設工事の差止めを求め、提訴している訴訟の関係人であり、今回、町議会に対して請願された内容は、請願者が関係している訴訟内容と関連性があることは明らかであると思われま

す。

以上のことから、町議会として、また議会議員としての中立的な立場として、県の認可事業であることと、現在係争中の案件に関することの是非を明らかにすべきではないとの考えにより、本請願書には反対いたします。

以上です。

傍聴席からの声あり

○議 長

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議場内で拍手や騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛に願います。なお、次に議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のために申し上げておきます。

討論、ほかございませんか。稲月議員。

○ 5 番

私は、櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書の提出がありました、この意見書を採択してほしいという、こういう請願に対して、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

今現在、御承知のように、櫛原地域のメガソーラー建設に伴う林地開発については停止がされております。それは、偽装内容を含む申請書類に原因があります。このような偽装の申請をする施工者は、平群町の面積の全体の2%もの敷地、山林を破壊し、ソーラー建設工事をする資格は全くないというふうに考えます。

また、2月からの山林伐採、何の防災設備も施工せずに皆伐をし、伐採工事開始を町にも住民にも知らせることもなく開始をした、これは何としても許し難い行為でございます。業者に対する不信感、これはますます大きくなりました。

私は、このような業者には、県が開発許可について、現在停止中ではありますが、これについては取消しをすること、これが妥当というふうに考え、本請願には賛成をさせていただきます。

住民は、このような同様の趣旨で、県と町に署名を住民の方たちに集められました。その数は、町民の中の6,000筆を超えるものとなっております。これは、お分かりのように、人口の3分の1に当たります。このように多くの住民の皆さんの願い、我々は、議会人としてしっかり受け止めることが必要ではないでしょうか。

議員は、住民の声を代弁をして行政に届けるのが仕事でございます。県に対しても、しっかり住民の声を届けていく、物を言っていくというのが我々地方議会の責任であるという観点から、その点からも、本請願については早急に採択をし、県への意見書として提出をすることが正しい判断であると考え、本請願には賛成をさせていただきます。

○ 議 長

討論、ほかございませんか。山田議員。

○ 9 番

「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書については、反対の立場で討論いたします。

これまで、櫛原山林のメガソーラー開発許可は、県の許認可業務として、町からは様々な要望、意見を出しながら、県主導として進めてこられたその結果、

開発許可申請が受理され、工事着手されました。しかし、その後、私自身は適切な言葉が分かりませんが、偽装というか誤りといいますか、申請書類の適切でない部分が明らかになり、工事の中止命令が奈良県より通達され、現在に至っています。請願者や考える会の方々にとっては、これまでの経緯を踏まえ、事業者に対し、不信感を募らせておられることも十分理解できますが、県との協議の仮設・防災工事や、県、町の指導による住民説明会の開催についても、受け止め方、考えの行き違いも少しあるように感じます。

しかし、一番心配であり、一番困っているのは今の状況であります。着手してしまった以上、このまま放置されることが一番心配であり、一刻も早く、仮設であっても、防災工事を早急に着手完了してほしいという気持ちです。仮に、開発許可申請そのものが取り消され、事業がストップし、事業者が撤退してしまえば、防災工事、原状復旧は誰がしてくれるんだというのが一番の心配であります。

そのような意味から、単に中止を求めるのではなく、防災計画、防災工事を県主導の下、進めていただき、その上で、法律及び県条例、要綱にのっとった適正な判断を願うことから、請願にある開発許可の取消しは、今の状況下、適切であるとは言えないと思うこと。また、開発許可を新たに提出された場合、奈良県の考えとしても、再度森林審議会で審議されることになるはずと示されたことから、本請願には反対をいたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。植田議員。

○6 番

今回の請願については、賛成の立場で討論させていただきます。

稲月議員からもありましたように、現在、橿原地区のメガソーラーの開発は、開発許可の申請の偽装が明らかになって、県が工事の中止命令を出し、現在開発工事はストップしています。

今回の開発を進めようとしている事業者は、開発地から放流する下流域の河川や水路の実態から考えると、あり得ない数字を記載し、県の許可を得ました。また、工事着工に当たり、設置すべき防災施設を、県の許可条件や、あるいは自身の計画どおりに設置せず、48ヘクタールにも及ぶ広大な開発地域の山林を伐採してしまいました。これはまさに、土石流や洪水など、下流域の住民生活や命に多大な影響を及ぼしかねない大問題です。

これまでも、町道埋設の送電線の迂回路を、車が通行不能なルートを示す、あるいは放流水路の変更を関係自治会に説明会を開催して説明しようとしないうなど、枚挙にいとまがないほど不誠実な対応を繰り返してきました。こ

のような業者に対して住民が不信感を募らせるのは当然だと考えます。

また、幾ら許可権者が県であっても、メガソーラーが設置されようとしているのは、紛れもなく私たちが暮らしているこの平群町です。そのことを考えると、今回の請願、「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願は、町長に対しては6,536筆、知事に対しては6,690筆、これは住民の当然の声であると私は考えます。

また、反対の中に越権行為というふうなこともありました。全くそうではない。この議会でも、国に対して意見書なんかもどんどん上げているわけですから、それは国がやろうとしていることに対して地方議会が声を上げる、これは何ら越権行為でもない。そういう意味では、それには当たらないというふうに思いますし、今回の請願の中でも、このまま放置するというのは確かに危険だと思います。それはきちっと防災工事をさせるというのが出された方々の本意でもあるというふうに思います。この間、いろんな制度を利用するとき、私たちもそうですが、申請に虚偽があったら取消しをすると、私はいろんな文書で見るとですね。私はそれと同じです。今回の開発許可の申請書に信じられないような虚偽の記載があったわけですから、一旦は取消しをして、きちっとしたもので再度審査をするというのが基本だということを申し述べまして、この請願については賛成をいたします。

以上です。

○議長

討論、ほかございませんか。山口議員。

○7番

反対討論がないのでやりますけども、この問題については、一昨年7月に、この議場で、町のほうからこういう計画があるという報告があって始まったわけですね。そういう中で、その後2年過ぎていろいろあるわけですね。何か勘違いされてるんじゃないかと思うのは、今回の請願というのは、基本的には取消しも求めてというのは、一昨年11月1日に事業者が申請した林地開発許可、これについてですね、取消しも含めて、その申請の許可がそれでよかったのかどうかということを中心に求めてるわけですね。その取消しも含めて森林審議会でも再審査をしてほしいということです。

それから、さっき長良議員からあった、今審査中ということでしたけども、これは変更届です。これもおかしい話なんです。12月の16日でしたか、変更申請を出しておきながらですね、同時に工事やってるんです。本来なら、変更申請を出してるんだしたら、その変更申請が県で許可されてから工事すべき

なんです。それも分かっているやっただという。同時に、この間ここの議場でも言いましたけれども、特に下流域の樁台住民に対しては、基本的にですよ、3月に説明会をやりながら、変更申請のことは一切言わなかった。質問があってもうそをついた、こういう業者です。それが一つあります。

係争中ということについても、これはあくまでも住民として住民訴訟をやっているわけであって、行政として関係ないわけです。奈良県も関係ないんです。事業者を相手取ってやっているわけですから、関係ないんですよ。だから、ただ単に、今回の請願者が考える会の代表2人だったとしてもですね、全く別です。そのことを理由にこれを出してはいけないというようなことにはならないということをおまします。

本論を言いますけれども、まず、今年4月に発覚してですね、荒井県知事もそれを認めて工事停止を命じました。事業者に命じたのは、事業者の林地開発許可申請の流下能力の偽装、これは単なる数字の間違いというようなもんでないんですよ。ちょっと訂正すればですね、県がまた工事再開を許可してくれるというようなもんでないんです。現状のまま事業を行えばですね、工事中も、また事業完成後も、下流域の流下能力は法令や県の基準を満たさない。そして、土石流や洪水などの災害が起きる危険があるというものです。まさに、下流域住民の命に関わる問題だということです。この点はね、私は、平群町の住民に、議会として責任を持つ立場にある議員としてですね、そのことは考えていただきたい。

このような偽装が発覚すればですね、本来ならすぐにでも許可を取り消すというのが本来、先ほど植田議員も言いましたけれども、そういうことだと思うんです。だからこそですね、荒井県知事と西脇町長に許可の取消しを求める要望署名が、たった1か月ちょっとで、知事には6,690筆、西脇町長には6,536筆、実に住民の3分の1以上、この数だけで言えばね。町内だけでは6,000筆を超えているということですので、特に、直接影響を受ける樁台ではですね、全世帯の8割、西向地域ではですね、ほぼ全世帯から署名が寄せられている。また、その近隣の緑ヶ丘でも1,000筆近い署名が寄せられている、こういう事実から見ても、しっかり受け止めていただきたい。

同時に、法的にも、住民のこの熱い思いからもですね、住民の願いを行政に届ける議会議員の役割、このことから、本請願は採択以外にはない、そのことを強く申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。したがいまして、原案について採決いたします。請願第1号「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、請願第1号「櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書」を奈良県知事に提出することを求める請願書は不採択することに決定しました。

傍聴席からの声あり

○議長

傍聴人に申し上げます。

先ほどより再三注意したにもかかわらず議長の命令に従わないので、地方自治法第130条第1項の規定により、そこの傍聴人の退場を命じます。退場してください。退場してください。後部座席の向かって右から2人目の方です。

続きますして

日程第13 発議第7号 櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第7号

櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月24日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

〃 稲 月 敏 子

櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書
(案)

平群町櫛原地区の山林48ヘクタールへのメガソーラー開発(太陽光発電所建設工事)は、2019年11月、奈良県において開発許可が出されました。そして、今年2月中旬から大規模な伐採工事が行われましたが、事業者が奈良県に提出した開発申請書類の偽装が発覚しました。これを受けて奈良県は6月に事業者に対し工事の停止を命じ、開発工事はストップしています。

今回、明らかになった申請書の偽装は、開発地から放流する下流域の河川や水路の流量能力にかかわるもので、土石流や洪水など下流域への災害に直結する重大な偽装です。また、事業者は、工事着工にあたって設置すべき防災施設(沈砂池や調整池)を、県の許可条件や自らの計画どおりに設置していないことも明らかになりました。

現在、工事はストップしているものの、開発地の山林の大半が伐採され、山肌がむき出しになっています。このメガソーラー開発については、計画が明らかになった一昨年からは、多くの住民から自然環境の悪化や災害誘発の危険を危惧する声が出されていましたが、最近の異常気象から、現状でも危険な状況です。早急な防災措置が強く求められます。

以上のことを踏まえ、以下のことを強く要望いたします。

記

申請書の偽装や工事着工後の災害防止の不備など、当該事業者はこの開発行為を行う事業者としての適格性に疑義があることから、開発許可の取り消しも含めた審査を奈良県森林審議会に諮ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口議員。

○7番

今、局長に読んでいただいたとおりですし、先ほどの住民から出された請願と同じ内容です。

この間、委員会でも審議されましたし、新しく付け加えることはあまりありませんが、なぜこの意見書を私が出したかというところ、請願が出されて、当然、請願が採択されればですね、すぐに県のほうに意見書を上げないと駄目なんです、今の議会のあれで見るとですね、次の議会は12月になりますので、それでは遅過ぎるだろうということで、採択を前提に当然出してるわけです。先ほど、請願のほうは不採択になりましたので、当然この意見書にも賛成はされないというのはもう分かっているんで、あんまりくどくど言いませんが、先ほども言いましたようにね、本当に命に関わる問題だということ。それとね、要するに権限は県にありますけれども、平群町行政の行政範囲内で行っていること。それも、町面積の2%の広さに当たること。これまで、自然林でですね、本当に、広域農道沿いを走れば、あそこを使って散歩する人や犬の散歩も含めて、そういうことをいろいろやってる人がたくさんいた。それがああいうような無残な形にさせられた。ちょっと訂正しますと、事業者は樁台や下流域の住民に住民説明会をやっと県の指示を受けてやるようですけども、しかしですね、本来なら誰でも入れるようにすべきだということもあるんですけど、一応やるようです。その点については、県のほうもしっかり指導していただいている、町のほうも多分同じようなことだと思うんですが、ただそれでも、なぜ偽装したのかとか、そういう点も含めてね、今出されてる、それによると、平群に今来ている担当者2人だけが対応するようなことですので、その辺についてもですね、ちょっと場は違いますが、本来なら責任者が出てきて、そういう偽装をしたということとかこの間のことをですね、うそをついたとか、そういうことについても本來說明すべきだということもありますので、その点については、当局のほうもよろしく御指導していただきたいということもお願いしておきます。

これ以上何を言ってもあんまり意味をなさないんで、いずれにしても、これは本当に大事なことだということを最後にもう一度申し上げまして、趣旨説明といたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。長良議員。

○ 2 番

先ほどに引き続きまして、申し訳ありませんが、山口議員も先ほどいろんなこととお話ししていただきまして、言っはる意味もよく分かります。その中で、今、議会として進むべき道だと思いますので、発議第7号について、反対の立場から討論させていただきます。

櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書(案)について、反対の立場で討論いたします。

今回提出された意見書については、先ほど採択のありました請願書の請願内容と同様の内容となっております。山口議員もおっしゃったとおりです。請願に対して反対の態度表明を行ったことから、同様の内容である本意見書についても反対いたします。

あと少し付け加えさせてください。

今日傍聴に来ていらっしゃる方、僕ら、議会人として何でも反対、反対というふうに思っらっしゃると思いますが、昨日、おとつい……。

傍聴席からの声あり

○ 議 長

傍聴人に申し上げます。

お静かにお願いします。

○ 2 番

最後、意見書の中で、9月22日に、我々議員の有志で、そのメガソーラーに行かせていただきました。フラワーロードの外から、何度か行って見させていただき、22日の日は、現場の山の上まで上がらせていただきまして、裏のほうも見さしていただきました。業者さんも丁寧に説明していただき、今、もしものことがあったらいけないということで、許可を頂いてる防災措置をしていく旨を発言していただきました。いろんな形で、この中で、平群町の6,000筆の方々の目、合計二つの目ですので、1万2,000の目がずっと見ているんやという形で、ちゃんと説明してあげてほしいという旨を、その最後、話し合いをさせていただくときに発言させていただきました。

僕が一番、今この趣旨の中で言いたいことは、我々、山田議員もおっしゃったように、もしものことがあったらいけないので、でも、この流れの中では、議会人として、この流れが一番適当かなと思っ、そういう思いから、今回この発言をさせていただいてるつもりでおります。僕も、町民の方々の安全・安心

を担保するのは当たり前立場やと思っております。ただ、その中で、ちゃんとした筋を通してやっていくのも、我々冷静な議員としてのとるべき立場やと思っております。その中での発言で、申し訳ないんですけども、反対の討論とさせていただきます。

傍聴席からの声あり

○議 長

長良議員、ちょっと待ってくださいね。

傍聴人に命じます。次に議長の命令に従わないときは御退場いただきますので、よろしくをお願いします。

長良議員、よろしいですか、それで。

○2 番

私、まだまだ熱意足りないんですけども、いろんな町民の方々の意見ありますから、行政の方も毎週毎週パトロールしてると報告を受けてますんで、すみませんけれども、事故が起こらないように、しっかり見てやってください。どうぞよろしくをお願いします。

○議 長

討論、ほかございませんか。稲月議員。

○5 番

私は、この櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書については、賛成をする立場で討論をさせていただきます。

先ほども発言をしておりますが、まず、大きく言えば、世界的な異常気象、これは年々顕著になっております。災害発生も頻発をしております。また、規模の拡大も見逃すことはできません。

そんな中で、大きく森林を壊し、大型太陽光発電所の建設については、全国的にもあちこちで大問題になってきております。その中で、今現在、平群町のこの櫛原のメガソーラーの問題が出てきてるわけです。

小泉環境大臣も、広範囲の山林を破壊をし、自然を大きく壊すような太陽光発電所建設については非常に問題がある、こういった発言も国会の委員会の中ではっきりされております。再生エネルギーの推進は大変待ったなしの問題で、重要だというふうに私も認識をしております。しかし、そのために、小泉大臣もおっしゃってるような山林破壊を推進をして地球環境を守っていくということは決してできないこと、逆効果になっていくということは、これは、誰もが今考えられるところではないでしょうか。そのためにも、適切な在り方、これ

を早急に検討を、私たち自身もしていかなければならない大問題であるというふうに考えております。

その中で、私たちが直面をしているこの櫛原地域のメガソーラー建設、先ほども何度も言ってます。申請自身に虚偽があった。あえて虚偽の申請をしていると、非常に悪質な申請であります。これを県は認めて停止をさせたわけでございます。それについてはきちっと、先ほど山口議員のほうからも述べられましたように、許可を取り消すということは当然のことだというふうに私は考えておりますし、しなければならぬことだというふうに思います。住民の多くの皆さんもこのことについては非常に心配をされ、あの熱海で起こったようなことが再びここで起こってはならない、二度と起こしてはならないからこそ、今この心配をされる、この櫛原地域のソーラー建設の林地開発についてはやめるよう、県にきちんと意見書として、私たち議会議員として提出をする、このことは大変重要な事案ではないでしょうか。

この点からも、この意見書については賛成をさせていただきます。

○議長

討論、ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第7号 櫛原山林のメガソーラー開発許可の取り消し等、再審査を求める意見書（案）については否決されました。

続きまして

日程第14 発議第8号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第8号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月24日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いづみ

” 山口昌亮

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）

1945年4月1日、沖縄本島に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末には首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦戦没者の半数以上と言われる夥しい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄県出身者約12万2千人、日本本土兵等約6万6千人、米兵約1万2千人、朝鮮半島出身者等併せて20万人余の尊い生命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集して、糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ、慰霊の塔を次々に建立し、戦没者の霊を吊ってきた。奈良県民は、この「魂魄の塔」の直ぐ側に奈良県出身戦没者を慰霊する「大和の塔」を1967年11月に建立した。この南部一帯には本県出身者戦没者をはじめ多くの戦争犠牲者の人々が眠っている。

政府（防衛省・沖縄防衛局）は、この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町の山野の土砂を採掘して基地建設埋め立てに使用する計画を発表した。

戦没者の遺骨を新基地の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すようなものであり、人道上許されるものではなく、遺族の方々や国民の悲嘆ははかり知れない。

政府は2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府には国の責務として、遺骨を早期に収集して吊うことが求められている。

よって、本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないこと。
- 2 日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○5 番

ただいま、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）を事務局長から読み上げていただきましたが、今議会初日に議員の皆さんのほうには配付をされました同意見書案とは一部文案を変更させていただいております。上から9行目の初め、「この「魂魄の塔」」の後にですね、「の直ぐ側に奈良県出身戦没者を慰霊する「大和の塔」を1967年11月に建立した」、この分を挿入をした文書をただいま読み上げていただきました。この案に訂正をさせていただきましたので、この読み上げていただいた文章で御審議くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、提出趣旨を述べさせていただきます。

意見書（案）にあるように、沖縄戦は20万人以上の死亡者を出しました。平和の礎、魂魄の塔が建立をされております糸満市では、当時の全世帯6,384世帯のうち440世帯、1,200人が一家全滅となりました。また、魂魄の塔や大和の塔が建立をされている米須の地域では、全人口1,253人中648人、何と人口の半数の人々がこの戦争で亡くなりました。米軍に追い詰められて、自然壕の中で亡くなられております。また、ひめゆりの学徒隊の皆さんの悲劇もこの地で起こったのでございます。

これら多くの戦没者の遺骨の多くは、いまだこの南部地域に残されています。あちこちに散らばる遺骨を見るに見かねて、40年前からこの地でボランティアの方たちが遺骨収集の活動を続けてこられました。この活動は全国にも広がり、以前、平群町の「平群平和のための戦争展」の折にも、遺骨収集のボランティア活動をされている京都の学生さんたちが私たちに報告をしてくださいました。いまだ多くの遺骨が眠っているのです。新基地の埋立てに、この地域から取った土砂を、何と70%もの土砂を使うということが、今報告をされているところです。沖縄で戦死をされた奈良県民は591人。その中で、平群出身の沖縄での戦死者、これは正式な数ではありませんが、戦没者の墓石調査を平和

のための戦争展実行委員会で実施をしたときに判明をしたのが4人おられました。この地で命を奪われ、帰ってきた遺骨箱には石ころしか入っていないということを知りました。せめて遺骨を返してほしい、ちゃんと弔いたいという遺族の方々の思いを踏みにじり、基地建設の埋立てにこの遺骨を含めた土砂を使用するなど、絶対にしてはならないことでもあります。亡くなられた方たちを、1度は戦争で、2度目は基地の埋立ての土砂に交じって海に沈めてしまう、2度も殺される、こういったことは、2度も殺されると言っても過言ではありません。まさに死者を冒瀆するものでございます。

遺骨の早期の収集を政府の責任で行うことがまず大事です。遺骨が残っている土砂を新基地埋立てに使うことは断じて許されるものではありません。既に奈良県議会では、6月議会において、この意見書については可決されております。したがって、本意見書については、ぜひとも平群町議会でも可決を賜り、政府に至急お送りいただきたく提案をさせていただきました次第でございます。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第8号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地

域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書（案）については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定をいたしました。

続きまして

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町長

9月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月2日より本日まで23日間の長期間にわたりまして、令和2年度の決算をはじめ、全ての上程議案につきまして熱心に審議いただき、可決、認定、同意を賜り、誠にありがとうございました。

今議会は決算議会であり、平群町として、1年間鋭意取り組んでまいりました事務事業の成果や総括について、議員各位の御審議を頂き、各会計の決算について認定を賜りました。会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りました御意見につきましては、今後の財政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。一般会計につきましては、まだまだ厳しい財政状況が続いております。緊急財政健全化計画に基づき、健全なる財政運営に努めてまいります。

また、一般質問等で頂きました貴重な御意見に対して、鋭意努力して取り組んでまいります。

新規感染者が減少傾向にあるものの、21都道府県に出されておりました緊急事態宣言も、19都道府県で9月30日まで延長されております。新型コロナ

新型コロナウイルス感染症は依然収束が見込めない中、ウィズコロナの時代を工夫しながらコロナ禍を乗り越えるよう、職員が一丸となって町政発展のために取り組んでまいります。

令和3年度も残り半期となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務執行に十分意を払い、緊急財政健全化計画を着実に進め、財政健全化に努めてまいります。厳しい財政状況ではありますが、将来を展望し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを職員とともに目指してまいります。議員各位におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

これをもちまして9月定例議会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和3年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時18分)